

(証券コード9381)

2024年5月1日

(電子提供措置の開始日2024年4月30日)

株 主 各 位

大阪府中央区本町二丁目1番6号

株式会社 エーアイテイー

代表取締役社長 矢 倉 英 一

第37回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第37回 定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.ait-jp.com/ir/general_meeting/



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」 「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年5月21日(火曜日)午後5時までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月22日(水曜日)午前10時 受付開始：午前9時15分
2. 場 所 大阪府中央区安土町二丁目3-13
大阪国際ビルディング17階 1705号室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

[報告事項]

1. 第37期(2023年3月1日から2024年2月29日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第37期(2023年3月1日から2024年2月29日まで)計算書類の内容報告の件

[決議事項]

- 第1号議案
- 第2号議案
- 第3号議案
- 第4号議案

- 剰余金処分の件
- 取締役10名選任の件
- 監査役1名選任の件
- 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

4. 議決権の行使に関する事項

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年5月21日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2024年5月21日（火曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

(3) 議決権の重複行使の取り扱い

- ①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎本総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した交付書面をお送りしております。但し、電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」、「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、交付書面には記載しておりません。なお、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

◎株主総会におけるお土産の配布はございません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

〔 議決権行使ウェブサイトアドレス 〕 <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2024年5月21日（火曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2. インターネットによる議決権行使方法について

〔 パソコンをご利用の方 〕

上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

〔 スマートフォンをご利用の方 〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

3. ログインID及びパスワードのお取扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されているログインIDは、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取扱ってください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

4. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する接続料金等は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境、スマートフォン又は携帯電話の機種等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合がございます。

【インターネットによる議決権行使に関するお問合わせ】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部
〔専用ダイヤル〕 0120-975-960
〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

事業報告

(自 2023年3月1日)
至 2024年2月29日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、景気の一部に足踏みがみられるものの、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、緩やかに回復が続いております。しかしながら、世界情勢が不安定な中、円安進行や原材料価格の高騰などによる物価上昇の影響から、消費者の節約志向が高まるなど、依然として経済の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境としては、コロナ禍において高騰した海上運賃が需給バランスの正常化に伴って下落し、当社グループで最も貨物の取扱量が多い中国航路でも海上運賃の下落が続く、厳しいものとなりました。このような中、当社グループは、主力である国際貨物輸送に加え、通関や配送、検品・検針・加工業務といった輸出入の付帯業務の受注増加に向けて、精力的に営業活動を展開してまいりました。さらには、デジタル戦略も強く推進し、昨年6月に貨物検索サービスを刷新、11月には機能拡充するなどして、顧客の貿易業務の利便性向上と競争力強化を図るための取り組みを行ってまいりました。

しかしながら、当連結会計年度では、コロナ禍での巣ごもり需要により、輸入量が増加した雑貨関連や家具等の消費財は、需要の一巡や輸入者の在庫調整、物価高による消費者の買い控え等により輸入量が減少することとなりました。また、アパレル関連製品の取扱いについても、繁忙期を迎えた10月、11月において、冬物商材を中心に荷動きが鈍化することとなりました。

これらにより、年間を通じて、国際貨物の取扱量は低調な推移となり、さらには海上輸送の運賃下落の影響も重なって、営業収益は大きく減少しました。利益面においても同様に厳しい一年でありましたが、運賃水準の下落等により営業原価が抑制されたことで売上総利益率は改善し、さらにはコストの見直しや削減、抑制も継続して行いながら、可能な限りの利益創出に努めてまいりました。また、それに加えて、前連結会計年度で実施した中国での一部の事業所閉鎖により、事業所の運営コストが低減できました。

これらの結果、当連結会計年度の営業収益は51,400百万円（前年同期比26.0%減）、営業利益は4,328百万円（前年同期比18.1%減）、経常利益は4,536百万円（前年同期比19.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,989百万円（前年同期比18.9%減）となりました。

セグメント別の経営成績は次の通りであります。

<日本>

当連結会計年度では、海上輸送の運賃下落が進む中、荷主にとって重荷となっていた物流コストは低減してきております。この状況下、当社グループは、新規顧客の獲得に注力するとともに既存顧客の取引拡大を図るため、営業活動に鋭意取り組んでまいりました。しかしながら、前年同期よりも円安の環境下において、商品の在庫調整やコロナ需要の一巡、さらには物価上昇等の影響もあり、輸入貨物の荷動きは弱い状況で推移しました。

その結果、海上輸送の取扱コンテナ本数は、輸入で228,569TEU（前年同期比5.7%減）、輸出入合計では243,525TEU（前年同期比5.7%減）と前年同期を下回りました。一方、通関受注件数では、海上輸送での取扱コンテナ本数が減少する中でも、子会社での受注増加が寄与し、135,027件（前年同期比0.1%減）となりました。

以上のことから、日本における営業収益は、運賃水準の下落と取扱高の減少の影響で43,837百万円（前年同期比26.9%減）と前年同期を下回りました。セグメント利益は、売上総利益率の改善効果とDXの推進等により人件費や事業活動における費用の抑制に努めたことで3,548百万円（前年同期比21.5%減）となり、営業収益よりも減少率は縮小しました。

<中国>

日本向け貨物の取扱量が減少したことで、中国国内での輸送関連の収益機会も減ることとなり、その結果、中国における営業収益は6,432百万円（前年同期比19.2%減）となりました。一方で、売上総利益率の改善と収益性向上に向けての取り組みが奏功し、セグメント利益は604百万円（前年同期比12.1%増）となりました。

<その他>

ミャンマーの子会社での検品・検針における収益が回復傾向にある一方で、台湾及びベトナムの子会社では、日本向け貨物の取扱量が減少し、その結果、営業収益は1,130百万円（前年同期比26.7%減）となり、セグメント利益は176百万円（前年同期比23.6%減）となりました。

(注) TEU (Twenty-foot Equivalent Unit、20フィートコンテナ換算) とは、海上コンテナの数量を表す単位で、20フィートコンテナ1個分を1 TEUと計算します。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、159百万円となりました。これは主に、日本での当社及び子会社の業務効率化等を目的としたシステム投資や当社でのCIS（カーゴ・インフォメーション・サービス）のリニューアルに係る費用、子会社の事務所移転に伴う設備工事や事務所設備の取得であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却または売却はありません。

③ 資金調達の状況

当社グループの運転資金等の必要資金については、自己資金及び金融機関からの借入金により調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	2020年度 第34期	2021年度 第35期	2022年度 第36期	2023年度 第37期 (当連結会計年度)
営 業 収 益 (百万円)	45,797	59,931	69,463	51,400
経 常 利 益 (百万円)	2,545	3,821	5,605	4,536
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,732	2,367	3,684	2,989
1株当たり当期純利益 (円)	73.40	100.75	156.85	127.23
総 資 産 (百万円)	21,630	23,516	24,888	23,866
純 資 産 (百万円)	12,231	14,134	16,602	17,843
自 己 資 本 比 率 (%)	55.6	59.2	65.6	73.4

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第36期の期首から適用しており、第36期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	所在国	主要な事業内容
(連結子会社)				
愛特(香港)有限公司	1,700千香港ドル	100.0	中国(香港)	国際貨物輸送事業
上海愛意特国際物流有限公司	1,340千米ドル	100.0	中国(上海)	国際貨物輸送事業
台湾愛意特国際物流股份有限公司	13,000千台湾ドル	100.0	台湾(台北)	国際貨物輸送事業
AITC LOGISTICS (VIETNAM) CO., LTD.	110億ベトナムドン	51.0	ベトナム(ホーチミン)	国際貨物輸送事業
日新運輸株式会社	200百万円	100.0	日本(大阪)	国際貨物輸送事業
日一新国際物流(上海)有限公司	3,070千米ドル	100.0(100.0)	中国(上海)	国際貨物輸送事業 流通加工
NISSHIN (MYANMAR) CO., LTD.	1,000,000千 ミャンマー チャット	55.0 (55.0)	ミャンマー (ヤンゴン)	国際貨物輸送事業 流通加工
(持分法適用関連会社)				
青島海新達国際物流有限公司	14,444千人民元	27.0 (27.0)	中国(青島)	国際貨物輸送事業 流通加工
蘇州邦達新物流有限公司	10,210千人民元	49.0 (49.0)	中国(蘇州)	保税物流
上海邦達新物流有限公司	5,000千人民元	49.0 (49.0)	中国(上海)	保税物流
太倉邦達新物流有限公司	5,000千人民元	49.0 (49.0)	中国(太倉)	保税物流
(その他の関係会社)				
ロジスティードホールディングス株式会社(注)2	5千円	被所有 20.1 (20.1)	日本(東京)	商業、商業に付随関連する一切の事業
ロジスティードグループ株式会社(注)3, 4	100百万円	被所有 20.1 (20.1)	日本(東京)	ロジスティクス事業
ロジスティード株式会社(注)4, 5	310百万円	被所有 20.1	日本(東京)	ロジスティクス事業

(注)1. 当社の出資比率の()内は間接所有割合(内数)を示しています。

- 2023年4月1日付でHTSKホールディングス株式会社から「ロジスティードホールディングス株式会社」に商号変更されております。
- 2023年4月1日付でHTSK株式会社から「ロジスティードグループ株式会社」に商号変更され、2024年3月1日付でロジスティードグループ株式会社から「ロジスティード株式会社」に商号変更されております。
- 2023年4月1日付で株式会社日立物流から「ロジスティード株式会社」に商号変更されております。そして、2024年3月1日付でロジスティード株式会社は「Lマネジメント株式会社」に商号変更され、同日付でLマネジメント株式会社(旧商号:ロジスティード株式会社)とロジスティード株式会社(旧商号:ロジスティードグループ株式会社)間の吸収分割の効力が発生し、Lマネジメント株式会社(旧商号:ロジスティード株式会社)が保有する当社株式の全てがロジスティード株式会社(旧商号:ロジスティードグループ株式会社)へ承継されております。それにより、Lマネジメント株式会社(旧商号:ロジスティード株式会社)は、2024年3月1日付で当社のその他の関係会社に該当しないこととなりました。
- ロジスティード株式会社は有価証券報告書を提出しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 優先的に対処すべき課題

グローバル化した今日の企業活動の中で、当社グループの主な事業である国際貨物輸送事業は、社会的、経済的に重要であり、大きな役割と責任を負っていると考えております。

人々の生活や産業活動に必要な国際物流、日本の物流において、当社グループでは幅広い物流手段を用いて安定的なサービスの提供に努め、日々変化する状況に対応しながら、持続可能な物流と社会の実現に向け、事業活動を展開しております。また、当社グループがお客様の支持を得て事業を伸展することは、当社グループの企業価値の増大に結びつくだけでなく、物流企業としての社会的使命と責任を果たすことにつながるものであると認識し、特に以下の項目を優先的に対処すべき課題として掲げて、積極的に取り組んでおります。

①グループの持続的成長の実現と収益基盤の強化・拡大

当社グループは、持続的な成長を実現するために、競争優位性をさらに高め、外部環境に左右されないより強固な収益基盤を構築することが重要課題であると認識しております。足元の経営環境として、コロナ禍において上昇した海上運賃が需給バランスの正常化に伴い下落し、それに加え、輸入者の在庫調整や消費の一巡等により貨物の取扱量が減少するなど、外部環境に大きく左右される状況が続きました。

当社グループでは、外部環境に左右されないより強固な収益基盤を構築すべく、デジタル戦略を継続して推し進め、顧客の利便性向上へと繋げるための施策に取り組むとともに、DXを用いた新たな価値創出により、顧客価値の創造を目指してまいります。

また、減少したコンテナ取扱量、通関受注件数をグループが一丸となり回復させ、安定した収益確保と継続的な成長を果たすために、主力である国際貨物輸送を始め、通関や配送、検品・検針・加工業務といった輸出入の付帯業務の受注増加に注力し、収益拡大を図ってまいります。さらには、三国間輸送の獲得強化にも継続して取り組むとともに、国内外での3PL（サードパーティー・ロジスティクス）案件の受注増加に向け、営業活動を展開してまいります。

これらに加え、海外現地法人や各国の代理店との連携を強め、グローバル物流体制の基盤強化を図るとともに、収益性の改善に向けて社内体制やインフラの整備、効率化による様々なコスト削減等にも取り組んでまいります。

そして、今後当社グループが注力すべき分野に精通した企業との提携等も視野に入れ、事業規模のさらなる拡大を図ってまいります。

②人材確保と育成、人的資本経営の推進

現在、物流業界でも慢性的な人手不足の状況が継続する中、採用競争は激しさを増し、適正な人材の確保が困難な状況となっております。特に国際貨物輸送サービスでは、世界各国と日本国内の物流事情に精通した知識と経験を持つ人材が必要不可欠であります。当社グループが永続的に事業を継続し、持続的に成長を遂げるために、人材の確保と定着率の向上、そして育成強化が重要な経営課題であると認識しております。

当社では、2023年8月に基本理念を「創発」へと刷新し、「創発人材の育成」を人材の育成方針とし、「挑戦」「多様性とひらめき」「好奇心と感性」「主体性と自立性」を柱に、当社の掲げる理念に共感し、かつ実践できる人材を数多く育成し、また、この新しい理念に基づいた考え方や行動を企業文化としてグループの隅々まで浸透させていくことで、更なる成長と飛躍を目指しております。

人材確保では、即戦力となる人材の獲得を目的とした中途採用及び将来を担う社員の育成と組織の活性化を目的とした新卒採用を行いながら、エンゲージメントサーベイなどを活用し、働きがいや働きやすさを感じる職場環境整備を進め、従業員の定着率向上に努めております。また、社内環境整備として、従業員の積極的な創意工夫を奨励するとともに労働生産性の向上を図るため、所定労働時間を短縮し、従業員のワークライフバランスの充実を図り、さらには継続して賃金のベースアップを実施するなどして、人的資本経営の推進に取り組んでおります。人材育成では、創発人材の育成を目的とした研修を実施するとともに、階層別研修の充実も図りながら、当社グループの成長に繋げるための取り組みを行っております。

当社グループでは、安定した人材確保や創発人材の育成をはじめ、従業員の給与水準の向上、働きやすい環境の整備、自己成長の機会の提供、組織の活性化等に取り組む、今後の環境変化に柔軟に対応し、持続的な成長を遂げるため、人的資本の充実を図ってまいります。

③内部管理体制の強化

当社グループでは、持続的な成長を遂げ、企業価値のさらなる向上を図るためには、成長を支える組織体制と内部管理体制の強化、そして内部統制の実効性を高めるための環境を整備し、コーポレート・ガバナンスを充実させることが必要不可欠であると認識しております。

当社グループは、事業拡大に伴う組織体制の見直しと整備を逐次実施するとともに、監査役と内部監査室の連携、定期的な内部監査の実施、経営陣や従業員に対するコンプライアンス研修の実施等を通じてコンプライアンス意識の醸成に努めることで、コーポレート・ガバナンス機能の充実と内部管理体制の強化に取り組んでおります。

今後も内部管理体制を有効に機能させることが企業価値をさらに高め、効率的かつ健全な企業経営を実現するものと認識し、より透明性・公平性の高い企業経営を目指し、相互牽制の効いた内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年2月29日現在）

当社グループは、国際貨物輸送事業並びにこれらの附帯業務を主な事業としております。

(6) 主要な営業所（2024年2月29日現在）

①当社

名 称	所 在 地
本 社	大阪市中央区本町二丁目1番6号
東 京 支 社	東京都中央区
名 古 屋 営 業 所	名古屋市中区
福 岡 営 業 所	福岡市博多区

②子会社等

会 社 名	所 在 地
愛 特（香港）有 限 公 司	中華人民共和国 香港特别行政区
上 海 愛 意 特 国 際 物 流 有 限 公 司	中華人民共和国
台 湾 愛 意 特 国 際 物 流 股 份 有 限 公 司	台湾
AITC LOGISTICS (VIETNAM) CO., LTD.	ベトナム
日 新 運 輸 株 式 会 社	大阪市中央区
日 一 新 国 際 物 流（上海）有 限 公 司	中華人民共和国
NISSHIN (MYANMAR) CO., LTD.	ミャンマー

(7) 従業員の状況（2024年2月29日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,198名	46名（増）

（注）従業員数は就業人員で表示しております。なお、臨時従業員222名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2024年2月29日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式の状況（2024年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 53,856,000株
- (2) 発行済株式総数 23,913,600株（自己株式420,008株を含む。）
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 14,314名
- (5) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社エイチアンドワイ	7,139,600 株	30.39 %
ロジスティード株式会社	4,800,000	20.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,364,600	5.81
ステートストリートバンク信託銀行株式会社（信託口）	880,000	3.75
矢 倉 英 一	696,400	2.96
野村信託銀行株式会社（投信口）	690,000	2.94
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	524,000	2.23
馬 上 真 一	460,000	1.96
株式会社シーアンドティー	370,000	1.57
株式会社ドルフィンズ	250,000	1.06

（注）持株比率は、自己株式(420,008株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他の新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年2月29日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	矢 倉 英 一		日新運輸株式会社 取締役 上海愛意特国際物流有限公司 董事長 愛特(香港)有限公司 董事 台湾愛意特国際物流股份有限公司 董事
常 務 取 締 役	馬 上 真 一		日新運輸株式会社 代表取締役社長 日一新国際物流(上海)有限公司 董事 NISSHIN (MYANMAR) CO., LTD. DIRECTOR
取 締 役	大 槻 信 夫	大阪通関部・東 京通関部・海上 業務部・海外 (中国・香港) 担当	日新運輸株式会社 取締役 上海愛意特国際物流有限公司 董事 愛特(香港)有限公司 董事 台湾愛意特国際物流股份有限公司 董事
取 締 役	川 峯 寛	大阪営業部・東 京営業部・海外 (台湾・ベトナム) 担当	日新運輸株式会社 取締役 上海愛意特国際物流有限公司 董事 愛特(香港)有限公司 董事 台湾愛意特国際物流股份有限公司 監察人
取 締 役	久 林 融	総合企画部・情 報システム部・ 経理財務部担当	
取 締 役	神 宮 司 孝		ロジスティード株式会社 副社長執行役員
取 締 役	成 田 彦 一郎		
取 締 役	濱 田 敏 彰		株式会社ベネフィット・ワン 社外取締役(監査等委員)
常 勤 監 査 役	倉 本 基 洋		日新運輸株式会社 監査役
監 査 役	西 島 佳 男		西島佳男法律事務所 弁護士
監 査 役	三 村 淳 司		三村公認会計士事務所 代表 株式会社リライズ・パートナーズ 代表取締役 株式会社アジュバンホールディングス 社外取締役 (監査等委員) ASAHI EITOホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役神宮司孝氏、成田彦一郎氏及び濱田敏彰氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役西島佳男氏及び三村淳司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は取締役成田彦一郎氏及び濱田敏彰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は監査役西島佳男氏及び三村淳司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役三村淳司氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	162,019千円 (5,149千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	13,139千円 (5,259千円)
合 計	10名	175,159千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2023年5月23日開催の第36回定時株主総会決議において年額250,000千円以内（うち社外取締役は年額10,000千円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は3名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年5月22日開催の第20回定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
4. 上記の報酬等の総額は、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額26,000千円（取締役5名に対し26,000千円）及び当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額22,500千円（取締役5名に対して21,620千円、監査役1名に対して880千円）が含まれております。
5. 当事業年度における当社取締役の報酬等の額の決定は、株主総会で承認を得た範囲内で、2023年5月23日開催の取締役会において、代表取締役社長の矢倉英一氏に一任する旨の決議をしております。当該委任を行う理由は、当社グループの業績等を勘案しつつ、各取締役の職位や担当する職務内容、職責、役割、各種貢献度評価を総合的に行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。代表取締役は、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその決定を尊重しており、その決定内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主たる活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
神 宮 司 孝	当事業年度17回開催した取締役会のうち17回に出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、国際物流及び企業経営に関する豊富な経験と知見から、これまで当社の事業運営への適切な監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
成 田 彦 一郎	当事業年度17回開催した取締役会のうち17回に出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、大手商社での国際物流及び企業経営に関する豊富な経験と知見から、これまで当社の事業運営への適切な監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
濱 田 敏 彰	当事業年度17回開催した取締役会のうち16回に出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、政治や経済等の企業経営を取り巻く様々な事象に関する豊富な経験と知見から、これまで当社の事業運営への適切な監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
西 島 佳 男	当事業年度17回開催した取締役会のうち17回、17回開催した監査役会のうち17回に出席し、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、検事及び弁護士としての法律全般についての高度な専門知識と経験から、これまで当社の事業運営への適切な監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
三 村 淳 司	当事業年度17回開催した取締役会のうち15回、17回開催した監査役会のうち15回に出席し、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、公認会計士としての高い専門性及び企業経営者としての豊富な経験と知識から、これまで当社の事業運営への適切な監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

SCS国際有限責任監査法人

(注) ひびき監査法人は、2023年5月23日開催の第36回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により会計監査人を退任し、同株主総会で新たにSCS国際有限責任監査法人が会計監査人に選任され、就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 33百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭
その他財産上の利益の合計額 | 33百万円 |

(注) 1. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配置計画、会計監査人の職務の遂行状況、報酬見積りの相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 上記報酬以外に前任会計監査人であるひびき監査法人に対して、会計監査人交代に伴う引継ぎ業務に係る報酬0百万円を支払っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、会計監査人との間に責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(会計監査人の責任限定契約)

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がなかった場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

当社の子会社のうち、海外子会社の上海愛意特国際物流有限公司及び日一新国際物流(上海)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス規程を定め、全役職員に法令・定款及び社内規程の遵守を周知徹底させるとともに、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を推進する。
- ② 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、取締役、使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックし、不正の防止・発見及びその改善を行う。また、監査の結果を速やかに代表取締役社長に報告するとともに、当社監査役（以下単に「監査役」という。）との意見交換により、内部統制における監視機能としての役割を果たす。
- ③ 監査役は、取締役会において各取締役からの職務の執行状況について報告を受けるとともに、会社の決議事項のプロセス・内容が法令・定款に基づき適合しているかを確認する。また、定期的な監査の実施によって、取締役の業務執行の妥当性・適法性をチェックし、必要に応じて改善・助言又は勧告する。
- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応を取る。
- ⑤ 財務報告を法令等に従って適正に行うことの重要性を認識し、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係る重要な情報については、法令並びに文書管理規程に基づき適切に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定し、各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門にて個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとし、内部監査室が定期的に監査を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の管理については、関係会社管理規程に基づく。
- ② 関係会社管理規程に定める関係会社の担当取締役は、定期的の子会社の幹部会に出席し、子会社の経営状況の把握と問題点の協議を行い、子会社に損失の発生の恐れがある場合には、その損失の内容、程度及び当社に与える影響等について、当社の取締役会に報告する。
- ③ 関係会社管理規程に定める関係会社の担当取締役は、監査役及び内部監査室との連携を密にし、子会社の管理体制を監査するとともに、その監査結果を当社の取締役会に報告する。
- ④ 監査役が、グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を適正に行えるよう監査法人及び内部監査室との十分な情報交換が行える体制を構築する。

- ⑤ グループ内の会社間取引については、法令、定款、企業会計基準、税法その他の社会規範に照らし適切なものとする。
- ⑥ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役から子会社の取締役等を選任する。選任された当該取締役は定期的子会社の取締役会に出席する。また、子会社も含めたグループ全体における業績の管理を行う。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合は、取締役と監査役の意見交換のうえ、監査役補助者を決定する。
- (7) **監査役補助者の取締役からの独立性及び監査役監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項**
監査役補助者は、業務執行上、監査役以外の何れの指揮命令系統にも属さず、監査役より必要な命令を受けて業務を行うものとし、その人事異動、評価等については、監査役全員の協議のうえ決定するものとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。
- (8) **取締役、使用人及び子会社の取締役等、使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 取締役、使用人及び子会社の取締役等、使用人は監査役の要請に応じて報告、情報の提供を行い、関係書類の閲覧に応じる。
- ② 取締役、使用人及び子会社の取締役等、使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や法令等に違反する事実を発見した場合は、監査役に報告する。
- ③ 取締役及び子会社の取締役等は経営上の重要事項を、適時、監査役に報告する。
- ④ 監査役は、取締役会等、重要な会議に出席する。
- (9) **上記監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制**
内部通報者の保護に関しては、コンプライアンス規程に定める。
- (10) **監査役職務執行について生じる費用（以下「監査費用」という。）の前払い又は償還の手続き、その他の監査費用の処理にかかる方針に関する事項**
監査費用につき監査計画に応じて予算化し、その他監査費用についても合理的な費用は当社の負担とし、経理規程に従い処理する。
- (11) **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**
監査役は重要な会議に出席し助言と提言を行うほか、重要書類の閲覧を行い業務執行状況及び内部統制状況の監査を行う。また、取締役との意思疎通に努め、特に代表取締役社長とは、定期的な意見交換を行うとともに、監査法人との定期的な情報交換と内部監査室との連携を図り、監査の実効性向上と監査精度の向上に努める。

7. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要

(1) 内部統制システム全般

当社及び関係会社は、適切な内部統制やリスク管理体制を整備し、その運用状況を内部監査室がモニタリングする実効性のある内部監査を実施しております。また、内部監査室は、経営者を支援するだけでなく、他の監査・監督機関と連携することなどを通じて、より幅広くコーポレート・ガバナンスの品質向上に貢献する役割・責務を果たしております。

(2) 取締役及び使用人の職務執行について

取締役会規程やその他社内規程を整備し、取締役及び使用人が法令・定款及び社内規程に則って行動するよう徹底しております。また、当社は、当事業年度において取締役会を17回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督及び活発な意見交換を行い、意思決定及び監督の実効性を確保しております。

(3) 監査役の職務執行について

監査役は、当事業年度に17回開催された取締役会及び17回開催された監査役会に出席し、適宜助言・提言を行い、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保しております。また、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(4) 当社子会社における業務の適正の確保について

関係会社管理規程に基づき、当社取締役会に各子会社の重要な経営情報が適宜報告されております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	19,968	流動負債	4,109
現金及び預金	14,504	買掛金	2,194
受取手形	7	未払法人税等	718
電子記録債権	272	賞与引当金	428
売掛金	3,641	役員賞与引当金	38
立替金	1,287	その他	729
その他	287	固定負債	1,914
貸倒引当金	△33	繰延税金負債	329
固定資産	3,898	役員退職慰労引当金	214
有形固定資産	774	退職給付に係る負債	779
建物及び構築物	162	リース債務	292
機械装置及び運搬具	123	その他	299
リース資産	440	負債合計	6,023
その他	48	純資産の部	
無形固定資産	2,026	株主資本	16,350
のれん	544	資本金	500
顧客関連資産	1,316	資本剰余金	5,045
その他	166	利益剰余金	11,198
投資その他の資産	1,097	自己株式	△392
投資有価証券	634	その他の包括利益累計額	1,162
繰延税金資産	138	その他有価証券評価差額金	43
その他	355	為替換算調整勘定	1,134
貸倒引当金	△30	退職給付に係る調整累計額	△14
		非支配株主持分	329
		純資産合計	17,843
資産合計	23,866	負債純資産合計	23,866

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		51,400
営業原価		41,181
売上総利益		10,219
販売費及び一般管理費		5,890
営業利益		4,328
営業外収益		
受取利息及び配当金	57	
持分法による投資利益	204	
その他	63	325
営業外費用		
支払利息	16	
為替差損	98	
その他	3	118
経常利益		4,536
特別利益		
固定資産売却益	3	3
特別損失		
固定資産売却損	19	
固定資産除却損	5	24
税金等調整前当期純利益		4,514
法人税、住民税及び事業税	1,659	
法人税等調整額	△208	1,451
当期純利益		3,062
非支配株主に帰属する当期純利益		73
親会社株主に帰属する当期純利益		2,989

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(単位：百万円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	271	5,274	10,323	△392	15,476
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,114		△2,114
親会社株主に帰属する当期純利益			2,989		2,989
資本剰余金から資本金への振替	228	△228			-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	228	△228	874	-	874
当期末残高	500	5,045	11,198	△392	16,350

項目	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	14	832	△4	842	283	16,602
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△2,114
親会社株主に帰属する当期純利益						2,989
資本剰余金から資本金への振替						-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	28	301	△10	319	46	365
連結会計年度中の変動額合計	28	301	△10	319	46	1,240
当期末残高	43	1,134	△14	1,162	329	17,843

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数 7社
連結子会社の名称
愛特(香港)有限公司、上海愛意特国際物流有限公司、台湾愛意特国際物流股份有限公司、AITC LOGISTICS (VIETNAM) CO., LTD.、日新運輸株式会社、日一新国際物流(上海)有限公司、NISSHIN (MYANMAR) CO., LTD.
2. 持分法の適用に関する事項
持分法を適用した関連会社数 4社
青島海新達国際物流有限公司、蘇州邦達新物流有限公司、上海邦達新物流有限公司、太倉邦達新物流有限公司
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、愛特(香港)有限公司、上海愛意特国際物流有限公司、台湾愛意特国際物流股份有限公司、AITC LOGISTICS (VIETNAM) CO., LTD.、日一新国際物流(上海)有限公司の5社の決算日は、12月31日であります。
NISSHIN (MYANMAR) CO., LTD.の決算日は3月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、12月末日に仮決算を実施しております。
連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
 1. 満期保有目的の債券
償却原価法によっております。
 2. その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法)によっております。
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。
 - ② デリバティブ
時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物

- a. 2007年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。
- b. 2007年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。
- c. 2016年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。

建物以外

- a. 2007年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。
- b. 2007年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。

連結国内子会社は、定額法を採用しております。また、在外子会社については、主として見積耐用年数に基づいた定額法によっております。

なお、主な耐用年数は2年～34年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間（10年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、使用権資産に係るリースの借手については、原則としてすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産に計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

当社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

当社は、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、国際貨物輸送（船舶・航空機・自動車等の輸送手段を利用した国際貨物の輸送）とこれらに付帯する輸出入通関等、並びに検品・検針・加工業務といった輸出入の付帯業務や物流の管理・運営を行う3PL（サードパーティー・ロジスティクス）業を合わせた国際貨物輸送事業を行っております。

国際貨物輸送事業では、主にアパレル関連製品や日用雑貨等の国際間の輸送や海外での輸送、輸出入通関業務や国内配送の手配を行っております。これらは、原則として各種の役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しておりますが、国際間の海上貨物輸送や航空貨物輸送等の一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識することとしております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、輸送に掛る見積日数に対する経過日数の割合によって算出しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益として認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間（10年）にわたり均等償却しております。

(会計上の見積りに関する注記)

のれん及び顧客関連資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
のれん	544百万円
顧客関連資産	1,316百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、2020年2月期において日新運輸株式会社の株式を100%取得し、取得原価の配分を行っており、当該取得原価の配分により、のれん及び顧客関連資産が計上されております。当社は、日新運輸株式会社及びその子会社の損益実績及び事業計画を用いて減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候がある場合には減損損失を認識するかどうかの判定を行っておりますが、当連結会計年度においては、上記のれん及び顧客関連資産について減損の兆候は識別されておられません。

減損の兆候の判定に用いた利益計画には不確実性があり、翌連結会計年度以降において、事業計画と損益実績に乖離が生じることにより上記のれん及び顧客関連資産について減損の兆候が識別された場合には、減損損失の計上の可能性があり、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

1,521百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式

23,913,600株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月23日 定時株主総会	普通株式	1,174	50.00	2023年2月28日	2023年5月24日
2023年10月12日 取締役会	普通株式	939	40.00	2023年8月31日	2023年10月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月22日 定時株主総会	普通株式	939	利益剰余金	40.00	2024年2月29日	2024年5月23日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用について親会社が管理する方針であります。基本的には「有価証券運用規程」に則り、原則として安全かつ確実に効率のよい投資対象にのみ行うものとしております。

余剰資金は、流動性の高い金融商品、一定以上の格付けを保有する発行体の債券等安全性の高い金融商品、業務上の関係を有する企業の株式等に投資しております。資金調達においては、原則として自己資金で賄い必要に応じて銀行借入を行う方針であります。また、デリバティブ取引は、為替及び金利の変動リスクを回避する目的で利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金並びに立替金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権、並びに立替金には為替の変動リスクがあります。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の取引関係を有する企業の株式であります。

リース債務は、連結子会社での使用権資産及びリース資産の取得に係るものであります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日となっております。また、外貨建て営業債務には為替の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社は、「与信管理規程」に従い、営業債権、並びに立替金の責任者を営業部担当役員とする体制のもと、営業部門は取引先毎に営業債権、並びに立替金の残高及び回収管理を行うとともに、信用調査機関を利用して取引先の信用状況を定期的に確認し、業績及び財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握に努めております。また、回収懸念の生じた取引先についてはファクタリングを活用し、営業債権の保全に努めております。さらに、経理財務部門においては回収状況を常にチェックし、問題がある場合は都度営業部門に対して督促を行っております。

また、満期保有目的の債券は、一定以上の格付けを持つ債券のみを選定しており、信用リスクは僅少であります。購入に際しては、金融資産運用のリスクを軽減するため、「有価証券運用規程」に基づき金融商品の取得上限を定めるとともに、財務担当者及びその上長、代表取締役の審査を行っております。

デリバティブ取引については、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引しているため、信用リスクは殆ど無いものと認識しております。

- ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
外貨建て営業債権債務については、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。
投資有価証券については、定期的に金融商品の時価や発行体（取引先企業）の経営状態、財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。
これらは、連結子会社についても、同様の管理を行っております。
デリバティブ取引については為替予約取引のみで、その他デリバティブ取引は行っておりません。
- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理
当社グループは、グループ傘下の子会社を含め、親会社で資金の管理を実施しております。各社の事業計画及びその実績に基づき、資金の流動性が確保されるように管理を行っております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
投資有価証券			
その他有価証券	96	96	—
資産計	96	96	—
リース債務（固定負債）	292	260	△32
負債計	292	260	△32

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「立替金」、「買掛金」及び「リース債務（流動負債）」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	537

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)
現金及び預金	14,504	—	—
受取手形	7	—	—
電子記録債権	272	—	—
売掛金	3,641	—	—
立替金	1,287	—	—
合計	19,714	—	—

(注4) リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	150	112	85	52	30	11

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、これらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	96	—	—	96
資産計	96	—	—	96

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務（固定負債）	—	260	—	260
負債計	—	260	—	260

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

投資有価証券は株式であり、時価は取引所の価格によるものです。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注2)	合計	調整額	連結 計算書類 計上額
	日本	中国 (注1)	計				
営業収益							
顧客との契約から 生じる収益	43,715	6,432	50,148	1,130	51,278	—	51,278
その他の収益	121	—	121	—	121	—	121
外部顧客に対する 営業収益	43,837	6,432	50,269	1,130	51,400	—	51,400
セグメント間の 内部営業収益 又は振替高	107	4,451	4,558	474	5,032	△5,032	—
計	43,944	10,883	54,828	1,604	56,433	△5,032	51,400

(注1)「中国」の区分は、中国及び香港の現地法人です。

(注2)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、台湾、ベトナム及びミャンマーの現地法人です。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産の残高なく、また契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	745円	45銭
2. 1株当たり当期純利益	127円	23銭

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,102	流 動 負 債	1,915
現金及び預金	7,678	買掛金	995
受取手形及び売掛金	1,826	未払金	85
前渡金	23	未払費用	32
前払費用	36	未払法人税等	434
立替金	539	預り金	113
その他	11	賞与引当金	200
貸倒引当金	△13	役員賞与引当金	26
固 定 資 産	5,855	その他の	27
有形固定資産	47	固 定 負 債	769
建物	32	退職給付引当金	551
工具、器具及び備品	11	役員退職慰労引当金	169
その他	3	その他	48
無形固定資産	102	負 債 合 計	2,685
その他	102	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	5,704	株 主 資 本	13,273
関係会社株式	5,260	資本金	500
繰延税金資産	336	資本剰余金	5,046
その他	107	資本準備金	5,046
		利益剰余金	8,119
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	8,116
		繰越利益剰余金	8,116
		自己株式	△392
		純 資 産 合 計	13,273
資 産 合 計	15,958	負 債 純 資 産 合 計	15,958

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		28,420
営業原価		24,156
売上総利益		4,263
販売費及び一般管理費		1,661
営業利益		2,602
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,707	
その他の	22	1,730
営業外費用		
為替差損	117	117
経常利益		4,215
特別損失		
固定資産除却損	1	1
税引前当期純利益		4,213
法人税、住民税及び事業税	990	
法人税等調整額	△10	980
当期純利益		3,233

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(単位：百万円)

項目	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	271	5,275	5,275	2	6,997	7,000
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△2,114	△2,114
当期純利益					3,233	3,233
準備金から資本金への振替	228	△228	△228			
事業年度中の変動額合計	228	△228	△228	-	1,119	1,119
当期末残高	500	5,046	5,046	2	8,116	8,119

項目	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△392	12,153	12,153
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△2,114	△2,114
当期純利益		3,233	3,233
準備金から資本金への振替		-	-
事業年度中の変動額合計	-	1,119	1,119
当期末残高	△392	13,273	13,273

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法によっております。

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(3) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物

① 2007年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。

② 2007年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。

③ 2016年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。

建物以外

① 2007年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。

② 2007年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3年～15年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、国際貨物輸送（船舶・航空機・自動車等の輸送手段を利用した国際貨物の輸送）とこれらに付帯する輸出入通関等、並びに検品・検針・加工業務といった輸出入の付帯業務や物流の管理・運営を行う3PL（サードパーティー・ロジスティクス）業を合わせた国際貨物輸送事業を行っております。

国際貨物輸送事業では、主にアパレル関連製品や日用雑貨等の国際間の輸送や海外での輸送、輸出入通関業務や国内配送の手配を行っております。これらは、原則として各種の役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しておりますが、国際間の海上貨物輸送や航空貨物輸送等の一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識することとしております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、輸送に掛る見積日数に対する経過日数の割合によって算出しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 5,260百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については市場価格がないことから、取得原価をもって貸借対照表価額としております。関係会社株式の評価は、実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。なお、一部の子会社は、超過収益力を反映した実質価額により判定しております。

関係会社の財政状態が悪化もしくは超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下した場合に、関係会社の事業計画を勘案したうえで、関係会社株式の実質価額の回復可能性を判断しております。回復可能性がないと判断された関係会社の株式は帳簿価額を実質価額まで減額し、評価差額は当事業年度の損失として計上することとしております。

当事業年度においては、実質価額が著しく低下した関係会社が存在しないため、関係会社株式評価損の計上は行っておりませんが、将来の不確実な経済条件の変動等によって当該関係会社株式の実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性の検討の結果、損失の計上が必要となる場合があり、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 105百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 14百万円

短期金銭債務 264百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 90百万円

営業原価 3,137百万円

販売費及び一般管理費 26百万円

営業取引以外の取引高 1,709百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式(株)	420,008	—	—	420,008

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 25百万円

貸倒引当金 4百万円

賞与引当金 61百万円

退職給付引当金 168百万円

役員退職慰労引当金 51百万円

その他 26百万円

繰延税金資産合計 338百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 Δ 2百万円繰延税金負債合計 Δ 2百万円

繰延税金資産の純額 336百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	上海愛意特國際物流有限公司	直接 100.0%	中国華北・華東地区における貨物輸送業務の委託・受託 役員兼任3名	輸送業務の委託(注1)	2,792	買掛金	230

取引条件及び取引価格の決定方針等

(注) 1. 子会社との貨物輸送に関する仕入・販売価格につきましては、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

2. 役員の兼務等については、2024年2月29日現在で記載しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表(収益認識に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | | |
|---------------|------|-----|
| 1. 1株当たり純資産額 | 564円 | 97銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 137円 | 64銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月17日

株式会社エーアイティー
取締役会 御中

SCS国際有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 牧 辰 人
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 裕 司
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エーアイティーの2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エーアイティー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月17日

株式会社エーアイティー
取締役会 御中

SCS国際有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

牧 辰 人

業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員

公認会計士

安 藤 裕 司

業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エーアイティーの2023年3月1日から2024年2月29日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第37期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 SCS国際有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 SCS国際有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月19日

株式会社エーアイティー 監査役会

常勤監査役	倉本	基洋	㊟
社外監査役	西島	佳男	㊟
社外監査役	三村	淳司	㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、当事業年度の業績、経営環境等を勘案し、また、内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたく存じます。

(期末配当に関する事項)

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円

総額 939,743,680円

なお、中間配当金として1株当たり金40円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり金80円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年5月23日といたしたく存じます。

第2号議案 取締役10名選任の件

本定時株主総会終結時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、2名を増員し取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の普通株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重任</div> やぐら ひでかず 矢倉 英一 (1948年9月8日生)	1973年4月 浅川組運輸(株) 入社 1976年7月 アトラス複合輸送(株) (現伊藤忠ロジスティクス(株)) 入社 1995年4月 当社代表取締役社長(現任) 1996年6月 愛特(香港)有限公司 董事(現任) 2017年1月 台湾愛意特国際物流股份有限公司 董事(現任) 2017年8月 上海愛意特国際物流有限公司 董事長(現任) 2019年3月 日新運輸(株) 取締役(現任)	696,400株
【取締役候補者とした理由】 当社の創業者であり、代表取締役社長としての任務を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、今後も取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式数
2	重任 <small>まがみ しんいち</small> 馬上 真一 (1968年4月27日生)	1993年4月 伊藤忠エクスプレス(株)(現伊藤忠ロジスティクス(株)) 入社 1996年3月 当社入社 1997年12月 当社取締役 2009年3月 当社常務取締役(現任) 2019年6月 日新運輸(株) 代表取締役社長(現任) 日一新国際物流(上海)有限公司 董事長 2020年10月 NISSHIN (MYANMAR) CO., LTD. DIRECTOR (現任) 2022年1月 日一新国際物流(上海)有限公司 董事(現任)	460,000株
【取締役候補者とした理由】 当社の常務取締役及び日新運輸(株)の代表取締役としての任務を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、今後も取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。			
3	重任 <small>おおつき のぶお</small> 大槻 信夫 (1972年2月8日生)	1995年4月 住友特殊金属(株) 入社 1998年2月 当社入社 2009年3月 当社大阪営業部長 2014年9月 愛特(香港)有限公司 董事(現任) 2016年3月 当社執行役員タイ・ベトナム・インドネシア担当 2016年5月 当社取締役 2017年1月 台湾愛意特国際物流股份有限公司 董事(現任) 2019年3月 日新運輸(株) 取締役(現任) 上海愛意特国際物流有限公司 董事(現任) 2024年3月 当社取締役 大阪営業部・大阪通関部・東京通関部・海上業務部・海外(中国・香港)担当(現任)	109,000株
【取締役候補者とした理由】 当社の営業部長、海外子会社の董事、執行役員及び取締役としての任務を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、今後も取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の普通株式数
4	<p>重任</p> <p>かわみね ひろし 川峯 寛 (1971年7月21日生)</p>	<p>1994年4月 (有)アスター 入社</p> <p>2000年6月 当社入社</p> <p>2007年3月 当社東京営業部長</p> <p>2009年6月 愛特(香港)有限公司 董事</p> <p>2012年3月 当社東京営業部長</p> <p>2016年3月 当社執行役員東京営業部長</p> <p>2019年3月 当社執行役員東京関開部担当</p> <p>2019年5月 当社取締役</p> <p>2020年5月 日新運輸(株) 取締役(現任)</p> <p>上海愛意特国際物流有限公司 董事(現任)</p> <p>愛特(香港)有限公司 董事(現任)</p> <p>台湾愛意特国際物流股份有限公司 監察人(現任)</p> <p>2024年3月 当社取締役 東京営業部・海外(台湾・ベトナム)担当(現任)</p>	117,700株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>当社の営業部長、海外子会社の董事、執行役員及び取締役としての任務を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、今後も取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
5	<p>新任</p> <p>かつき としや 香月 俊哉 (1964年5月20日生)</p>	<p>1988年4月 伊藤忠商事(株) 入社</p> <p>2013年3月 ITOCHU Textile Prominent Asia Limited へ 出向 Director</p> <p>2015年4月 伊藤忠商事(株) 東アジア総代表補佐 経営企画担当</p> <p>2020年5月 同社 ファッションアパレル部門長補佐</p> <p>2021年4月 デサントジャパン(株)へ出向 執行役員経営管理部長</p> <p>2022年4月 (株)デサントへ出向 執行役員CSO</p> <p>2023年4月 同社 CSO 経営企画室管掌</p> <p>(株)デサントジャパン 執行役員経営管理・ロジスティクス・R&Dユニット長代行</p> <p>2024年4月 伊藤忠商事(株) ファッションアパレル部門(現任)</p>	-
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>大手商社での国内外での勤務及び同社グループ会社でのCSO及び執行役員としての任務を通じて、当社グループが行う事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の普通株式数
6	<p>新任</p> <p>うちだ としあき 内田 利明 (1968年12月1日生)</p>	<p>1992年4月 日本テレコム(株) (現ソフトバンク(株)) 入社</p> <p>2000年6月 小林ソファモアダネック(株) (現メドトロニックソファモアダネック(株)) 入社</p> <p>2007年10月 ノーリツ鋼機(株) 入社</p> <p>2011年5月 当社入社</p> <p>2013年3月 当社経理財務部長</p> <p>2015年3月 当社執行役員経理財務部長 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社の経理財務部長及び執行役員としての任務を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	2,500株
7	<p>新任</p> <p>ながた ひろし 永田 裕司 (1971年6月28日生)</p>	<p>1995年4月 (株)上組 入社</p> <p>1998年1月 カーゴシステム・ジャパン(株) (現オー・オー・シー・エル・ロジスティクス・ジャパン(株)) へ出向</p> <p>2001年3月 カーゴシステム・ジャパン(株) (現オー・オー・シー・エル・ロジスティクス・ジャパン(株)) 入社</p> <p>2014年5月 当社入社</p> <p>2015年3月 当社大阪営業三部長</p> <p>2016年3月 当社大阪営業二部長</p> <p>2017年3月 台湾愛意特国際物流股份有限公司へ出向 董事長</p> <p>2020年3月 当社大阪通関部長</p> <p>2021年3月 当社執行役員大阪通関一部長</p> <p>2022年3月 AITC LOGISTICS (VIETNAM) CO., LTD. へ出向 社長</p> <p>2024年4月 当社執行役員大阪通関部・東京通関部・海上業務部担当 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社の営業部長、通関部長、海外子会社の董事長、社長及び執行役員としての任務を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	-

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式数
8	<p>重任</p> <p>じんぐうじ たかし 神宮 孝 (1955年10月13日生)</p> <p>独立役員 社外</p>	<p>1979年4月 日立運輸東京モノレール(株) 入社</p> <p>2013年4月 同社執行役専務</p> <p>2015年6月 (株)日立物流バンテックフォワーディング(現ロジスティードエクスプレス(株)) 代表取締役社長</p> <p>2016年6月 (株)日立物流 取締役</p> <p>2019年3月 当社取締役(現任)</p> <p>2019年4月 (株)日立物流 代表執行役 執行役副社長</p> <p>2022年4月 同社執行役副社長</p> <p>2023年3月 同社副社長執行役員</p> <p>2024年3月 ロジスティード(株) 副社長執行役員</p> <p>2024年4月 同社執行役員東日本統括本部長(現任) ロジスティード東日本(株) 代表取締役社長(現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 (株)日立物流の代表執行役副社長、(株)日立物流バンテックフォワーディング(現ロジスティードエクスプレス(株))の代表取締役社長及び当社の取締役としての任務を通じて、当社グループが行う事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、今後も当社グループのガバナンス体制強化と経営全般に対する助言が期待でき、社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を担っていただけることが期待されることから、社外取締役候補者いたしました。</p>	-
9	<p>重任</p> <p>なりた ひこいちろう 成田 彦一郎 (1957年6月5日生)</p> <p>独立役員 社外</p>	<p>1981年4月 伊藤忠商事(株) 入社</p> <p>2000年4月 上海伊藤忠商事有限公司へ出向 繊維部長</p> <p>2002年4月 伊藤忠繊維貿易(中国)有限公司へ出向 董事</p> <p>2007年4月 伊藤忠商事(株) 名古屋支社 繊維部長</p> <p>2009年4月 同社福井支店長</p> <p>2013年4月 大建工業(株)へ出向 大建工業(寧波)有限公司 董事長 大建阿美昵体(上海)商貿有限公司 董事長</p> <p>2015年4月 大建工業(株)へ転籍 執行役員</p> <p>2021年5月 当社取締役(現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 大手商社での国際物流に関する豊富な経験と企業経営に関する知見があり、今後も当社グループのガバナンス体制強化と経営全般に対する助言が期待でき、社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を担っていただけることが期待されることから、社外取締役候補者いたしました。</p>	-

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式数
10	新任	2002年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人） 入所	—
	おかもと 岡本 しのぶ (1976年4月14日生)	2013年3月 寺戸しのぶ公認会計士事務所開設 代表（現任）	
	独立役員 社外	2013年5月 当社監査役	
		2022年3月 (株)イーエムシステムズ 社外取締役（監査等委員）（現任）	
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 公認会計士としての豊富な経験と専門知識に基づき、当社グループのガバナンス体制強化と経営全般に対する助言が期待でき、社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を担っていただけることが期待されることから、社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 香月俊哉氏は、伊藤忠商事(株)を2024年4月に退職予定であります。
3. 神宮司孝氏、成田彦一郎氏及び岡本しのぶ氏は、社外取締役候補者であります。
4. 神宮司孝氏は、過去において当社の非業務執行者であったことがあります。
5. 岡本しのぶ氏は、2013年5月20日付で当社監査役に就任し、2017年5月19日付で退任いたしました。
6. 当社は、神宮司孝氏、成田彦一郎氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額となっております。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 岡本しのぶ氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
8. 当社は、成田彦一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任され社外取締役として就任した場合、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
9. 当社は神宮司孝氏及び岡本しのぶ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
10. 本総会終結時における社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は、神宮司孝氏が2年、成田彦一郎氏が3年であります。
11. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2024年2月29日現在の状況を記載しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役倉本基洋氏は、本定時株主総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の普通株式数
新任 まつかわ こうじ 松川 康司 (1961年3月24日生)	1984年4月 南海電気鉄道(株) 入社	—
	1998年6月 同社 課長待遇	
	南海辰村建設(株)へ出向 人事部長	
	2007年6月 南海電気鉄道(株) 部長待遇	
	南海車両工業(株)へ出向 常務取締役	
	2011年6月 南海電気鉄道(株) 経営政策室経営企画部長	
	2014年6月 (株)日電商会へ出向 代表取締役社長	
	2016年6月 南海電気鉄道(株) 経営政策室事業戦略部長	
	2017年6月 同社 執行役員	
	南海不動産(株)へ出向 代表取締役社長	
	2022年4月 南海車両工業(株)へ出向 代表取締役社長	
	2023年4月 南海電気鉄道(株) 内部監査室シニアアドバイザー (現任)	
	南海ビルサービス(株) 監査役	
(株)南海エクスプレス 監査役		
南海マネジメントサービス(株) 監査役		
南海システムソリューションズ(株) 監査役		
南海保険サービス(株) 監査役		

【監査役候補者とした理由】

大手鉄道会社の執行役員、経営企画部門及び内部監査室、同社グループ会社の代表取締役、監査役を歴任し、企業経営に関する豊富な知識及び経験を有しており、当社のガバナンス体制強化と経営全般に対する助言が期待できることから、常勤監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 松川康司氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松川康司氏は、南海電気鉄道(株)を2024年4月に退職予定であります。
3. 松川康司氏が選任された場合、定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 監査役候補者の所有する当社株式数は、2024年2月29日現在の状況を記載しております。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役久林融氏及び監査役倉本基洋氏に対し、在任中の功勞に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。退職慰労金は、役員就任時から当社規定により役位ごとに定められた金額を引当金として計上したものを基準としており、相当であります。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

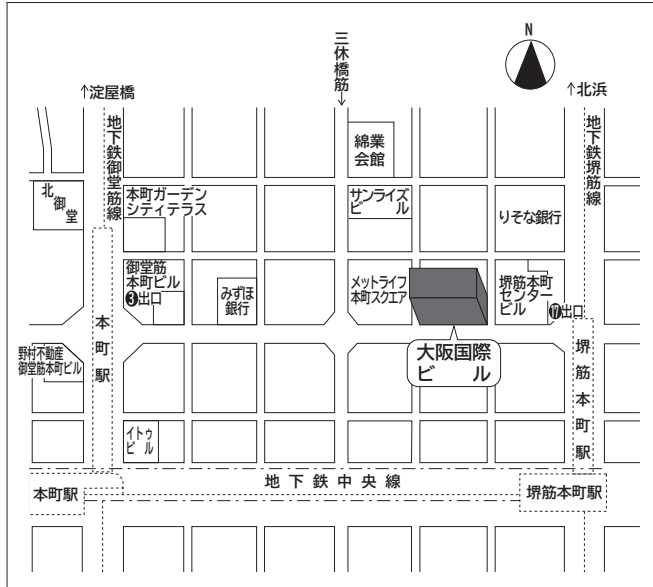
氏 名	略 歴
ひきばやし とおる 久 林 融	2021年5月 当社取締役（現任）
くらもと もとひろ 倉 本 基洋	2020年5月 当社監査役（現任）

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区安土町二丁目3 - 13

大阪国際ビルディング17階 1705号室



- ◎ 地下鉄御堂筋線 本町駅③番出口
東へ徒歩7分
- ◎ 地下鉄堺筋線 堺筋本町駅⑩番出口
西へ徒歩1分
- ◎ 車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

※株主総会にご出席される株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会におけるお土産の配布をとりやめさせていただいております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。